

令和4年4月9日

医療機関各位

長岡市医師会

TEL0258-22-5600(代) FAX0258-22-5605

HomePage [http://www.](http://www.nagaoka-med.or.jp)

[nagaoka-med. or. jp](http://www.nagaoka-med.or.jp)

いつもお世話様です。

さて、令和4年度診療報酬改定に伴い、施設基準の届出が必要な点数について、令和4年4月1日以降に引き続き算定を行う場合には、改めて関東信越厚生局新潟事務所に施設基準の届出の出し直しが必要となります。

初・再診料の情報通信機器を用いた診療に係る基準（旧オンライン診療料）や要件が見直された機能強化加算などが該当しますが、届出直しが必要な施設基準について4月20日までに届出がなかった場合は、対象の診療報酬については4月診療分の算定ができないこととなりますので、ご注意ください。

また、施設基準の届出は遡ることができないため、4月20日を過ぎての届出となった場合には5月以降の算定開始となってしまいます。

こうしたことから、今般、厚生局新潟事務所より届出の出し直しが必要となる施設基準について、周知依頼及び別紙資料送付がありましたので、お知らせいたします。

各医療機関における施設基準の届出状況については、関東信越厚生局のホームページより確認ができるほか、届出様式もダウンロードが可能ですので、ご確認いただけますと幸いです。

なお、届出についてご不明な点等ございましたら、関東信越厚生局新潟事務所審査課（TEL 025-364-1847）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

○関東信越厚生局ホームページ

- ・保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費医療機関一覧

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ki_jyun.html

（施設基準の届出状況（全体）→新潟県（医科）をご覧ください）

- ・令和4年度診療報酬改定について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iryo_shido/r04kaitei_00001.html

（基本診療料の届出一覧または特掲診療料の届出一覧の様式が掲載されております）

事務局 星